

# 諮問委員会 設置要綱 (2022年7月5日改定)



Japan Platform for Migrant Workers  
towards Responsible and Inclusive Society

## 1. 目的

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム(以下、JP-MIRAI)が実施する「外国人労働者相談・救済パイロット事業」(民間企業からの委託により、一般社団法人JP-MIRAIサービスが実施する「企業ロット」及びJICAにより実施される「JICAロット」の両者を含む)の実施にあたり、同事業を公正かつ中立に実施・運営するため、諮問委員会を設置する。

## 2. 諮問内容

- (1) ビジネスと人権指導原則の観点から、パイロット事業を通じた相談救済メカニズム構築に向けた助言・知見提供
- (2) パイロット事業の円滑な実施と重要な個別事案に関する検証・助言
- (3) その他、本格フェイズに向けた助言

## 3. 委員

- (1) 政労使・専門家等8名以内で構成する。
- (2) 事務局が、アドバイザリー会合及び専門家会合の助言を得て人選を行う。
- (3) 設置時委員は別添リストのとおり。

## 4. 諮問委員会の実施要領

- (1) 設置期間: 2022年5月～2023年4月までの1年間とする。
- (2) 開催頻度: 四半期に1度を目途とする。
- (3) 委員会の開催方法: オンライン開催を基本とする。
- (4) 謝金・交通費等: JP-MIRAIとしての設置のため、アドバイザリー会議・専門家会合等と同様、無報酬とする。
- (5) 開催事務・議事取りまとめ・進行: 事務局が行う。
- (6) 事務局: JP-MIRAI共同事務局としてJICAが行う。

## 付則 JP-MIRAI規約との関係

本諮問委員会は、その重要性に鑑み、JP-MIRAIの規約に位置付けることとし、2022年臨時総会において、規約改正の承認を得た(第10条として新設)。